

## 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的および意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人北杜(以下「法人」という。)の定款第8条、第21条及び社会福祉法人北杜評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員、評議員及び選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づいて置かれる者をいう。
- (6) 苦情解決処理委員とは、福祉サービス向上に関する処理規定に基づき置かれる者をいう。
- (7) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (8) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,200万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

3 この法人の常勤理事の報酬月額は、理事会の決議を経て理事長が定める額のとおりとする。

4 各々の常勤理事の報酬、賞与は、別表2に定める額を評議員会の承認を得て決めるものとする。

5 役員等に対する報酬は、別表「役員等の報酬及び費用弁償」に定める額とする。

### (法人職員給与との併給)

第5条 この法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(出席報酬)

第7条 非常勤役員等がそれぞれ所定の会議に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(勤務報酬)

第8条 非常勤役員等が理事会、評議員会等の開催日以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に従事した場合には、別表2により報酬を支払うことができる。

(みなし決議による報酬)

第9条 社会福祉法第45条第9項及、定款第13条第4項及び第26条第2項の規定に基づき、理事会、評議員会等を開催することなく、理事会、評議員会等の決議があったものとみなされた場合には、別表3により報酬を支払うことができる。

(費用弁償)

第10条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程第19条に準ずる。
- 3 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む。)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第11条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月末日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員、評議員および評議員選任・解任委員の報酬等ならびに常勤役員の旅費は、必要な都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第12条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第13条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年6月26日から施行する。

この規則は、令和3年6月23日から施行する。

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 別 表

## 役員等の報酬及び費用弁償

## 1 会議出席報酬

種類	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬（日額）	10,000円	
評議員会出席報酬（日額）	10,000円	
苦情解決処理委員（日額）	10,000円	
評議員選任・解任委員（日額）	10,000円	

## 2 業務等報酬、賞与

名 称	報酬	賞与	実費弁償費
常勤 理事長業務報酬額等（月額）	500,000円	7月賞与報酬月額×1ヶ月 12月賞与報酬月額×1ヶ月	
常務理事業務報酬額等（月額）	300,000円	7月賞与報酬月額×1ヶ月 12月賞与報酬月額×1ヶ月	
理事及び評議員業務報酬等（日額）	10,000円		
監事監査指導報酬等（日額）	15,000円		
苦情解決処理委員（日額）	10,000円		

## 4 みなし決議による報酬

名 称	報酬	実費弁償費
理事会みなし決議による報酬（日額）	5,000円	
評議員会みなし決議による報酬（日額）	5,000円	
評議員選任・解任委員会みなし決議による報酬（日額）	5,000円	

## 5 出張等に関する費用弁償

旅 費	宿 泊 費	日 当	その他の費用
実 費	17,000円	10,000円	実 費
	指定の場合は指定宿泊費		